

第4部 戦略の推進に向けた数値目標

本戦略の基本目標の達成状況や基本施策の推進状況を評価するため、本戦略の数値目標を以下のとおり定めます。

基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透

番号	項目	単位	目標値（年度）
1	本市が取り組む環境学習プログラムとしてのエコツアー参加人数	人	6,500（2020）
2	響灘ビオトープのガイドツアー参加人数	人	4,000（2020）
3	自然環境体感ツアーの参加人数	人	500（2019 累計）

基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成

番号	項目	単位	目標値（年度）
1	小学生の環境体験科における響灘ビオトープ活用数	校	25（2024）
2	響灘ビオトープのガイドツアー参加人数【再掲】	人	4,000（2020）

基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮

番号	項目	単位	目標値（年度）
1	自然環境保全に取り組む団体への支援件数	件	10（2024）
2	「北九州市自然環境保全ネットワークの会」参加団体等が開催する自然環境保全活動参加者数	人	約 2,000（2024）

基本目標4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持

番号	項目	単位	目標値（年度）
1	環境首都 100 万本植樹プロジェクトによる植樹本数	本	1,000,000 （2024 累計）
2	市街地（市街化区域）の緑の確保	%	9.5（2020 累計）

基本目標5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

番号	項目	単位	目標値（年度）
1	ベッコウトンボ市民調査実施回数	回	3（2020）
2	曾根干潟における生物調査の実施	回	4（2020）

第5部 戦略の推進のために

1. 主体ごとの役割

本戦略の目標の実現のためには、行政だけでなく、市民、NPO、事業者など、それぞれの主体が協働して取り組むことが重要です。それぞれの主体には自主的、積極的に、以下のような役割や取り組みが期待されます。

(1) 市民の役割

- ・ 生物多様性の重要性を知り・考えることが期待されます。
- ・ 生物多様性の保全活動等を通じて、本戦略の推進への協力が期待されます。

(2) NPO等の役割

- ・ 市民に対し、生物多様性の教育や啓発活動を率先して実施すること期待されます。
- ・ 生物多様性についての調査を行い、実態を明らかにすることが期待されます。
- ・ 生物多様性に関する様々な活動を通じて、本戦略を推進する役割が期待されます。

(3) 事業者（行政の事業部局を含む）の役割

- ・ 事業の実施に際して、生物多様性の保全への配慮が期待されます。
- ・ 生物多様性の保全活動等を通じて、本戦略の推進に協力することが期待されます。

(4) 行政の役割

- ・ 市民、NPO、事業者等が必要とする生物多様性に関する情報を発信し、生物多様性の重要性を広めます。
- ・ 市民、NPO、事業者などの自主的な生物多様性の教育、啓発活動、保全活動等を支援します。
- ・ 市民、NPO、事業者などとの連携を図りつつ、本戦略を総合的に推進します。

2. 財源の確保

本戦略の推進のために、個別の事業ごとに必要な予算の確保を図ります。

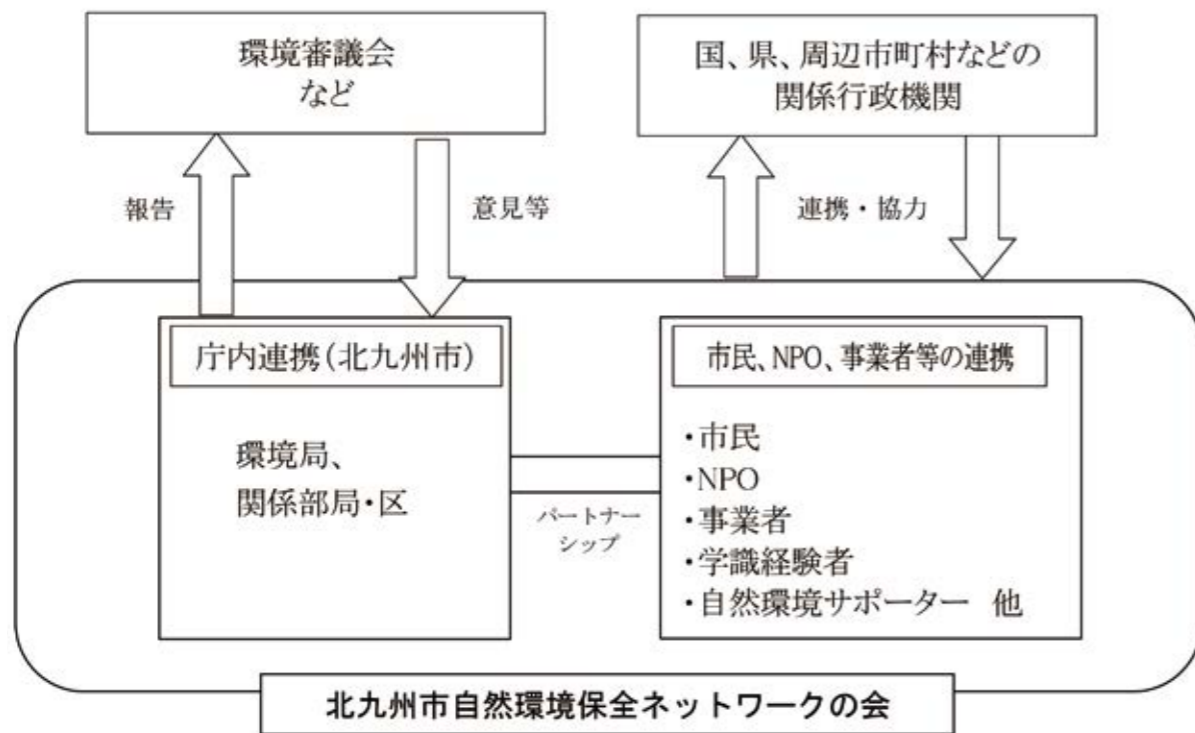
3. 本戦略の進行管理と評価

本戦略を効果的に推進し、戦略の目標を達成するためには、本市の各部局の連携のみならず、市民・NPO、事業者、学識経験者など、様々な連携が必要です。

このため本戦略の推進における進行管理は、市民・NPO、事業者、学識経験者及び市で構成される「北九州市自然環境保全ネットワークの会（自然ネット）」が担います。その際、自然ネットの体制を強化・拡充するため、改めて市民・NPO、事業者等の幅広い参加をびかけることとします。加えて、必要に応じて国や県など関係行政機関とも緊密に連携していきます。

また、本戦略の状況を評価するに当たっては第4部の数値目標を活用し、総合的に評価を行います。評価状況については月1回開催される自然ネットの運営会議で議論を行うと同時に必要に応じて他の組織などにも意見を求めます。

さらに、年1回本戦略の進捗報告を環境審議会等に行います。これらを通じてPDCAサイクルを適切に回すとともに、必要に応じて戦略を柔軟に見直すこととします。



本戦略の推進体制



自然ネット運営会議の様子

資料1 生物多様性に関する国内外の取り組み

1. 生物多様性に関する国内外の取り組み

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を図る国際的な枠組みを設ける必要性の議論の高まりを受けて、我が国は、平成5年5月に生物多様性条約を締結しました。

そして我が国においても、生物多様性条約第6条の「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。」に基づき、平成7年に「生物多様性国家戦略」が決定されました。

この国家戦略では、日本の生物多様性を保全し、その持続可能な利用を図るため、21世紀の半ばまでに達成すべき長期目標として「日本全体の生物多様性の保全と持続可能な利用」など4つの目標を設定し、長期目標と達成するための当面の目標として「重要な地域を適切に保全すること」など3つの目標を設定し、施策を推進してきました。

平成14年には1回目の改訂となる「新・生物多様性国家戦略」が決定されました。この改訂では、生物多様性の現状と問題点について、「人間活動に伴う負の影響要因が種や生態系に加えられることによる影響」、「自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる影響」、「移入種による生態系の攪乱」という「3つの危機」が指摘され、この危機に対して生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念と目標、基本方針が示されました。

平成19年には2回目の改訂となる「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。これは平成14年4月の生物多様性条約第6回締約国会議において採択された戦略計画の中で、「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が示されましたが、平成18年の「地球規模生物多様性概況第2版」の中で、生物多様性の状況が評価され、「2010年目標」の達成は厳しい状況にあることや、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書」の中で、地球温暖化による生物多様性への影響が既に現れており、今後の温暖化の進行による影響も大きくなるといった指摘がされること、「新・生物多様性国家戦略」で推進してきた施策は着実に進展しているものの、3つの危機は依然進行しており、わが国の生物多様性の損失速度を顕著に減少させるには至っていないと考えられることなど、様々な環境の状況を踏まえた改訂がなされました。

また、平成20年6月には、生物多様性基本法が施行されました。同法では、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されたほか、都道府県・市町村においても、国家戦略を基本とした生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画(生物多様性地域戦略)を策定することが規定されました。

平成22年3月には3回目の改訂となる「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。これは、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略であり、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画にあたるものです。2050年までの中長期目標を「人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」とともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。」と設定、また、2020年までに生物多様性の損失を止めるための3つの短期目標を設定し、施策を推進することとしました。